

指定給水装置工事事業者 御中

加東市上下水道部工務課

指定給水装置工事事業者登録の更新について

平素は加東市上下水道事業にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴社の指定給水装置工事事業者の更新期限が近づいてまいりましたので、下記の通り更新の手続きをお願いします。

記

1. 登録有効期限 令和4年9月29日

登録有効期限内に更新手続きを行われない場合は、指定を失効することになりますので、申請期間内の手続きをお願いいたします。

2. 必要書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）※
- ・機械器具調書（別表）※(写真添付)
- ・給水装置工事主任技術者免状の写し
- ・誓約書（様式2号）※
- ・営業所の平面図及び付近見取り図
- ・営業所の写真（店の看板を入れた建物外観、事務所内部）
- ・指定給水装置工事事業者証の写し
- ・指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 ※
- ・登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）
- ・住民票写しまたは住民票記載事項証明書（個人の場合）

※印の書類については、加東市ホームページの以下の場所からダウンロード可能です。

○ホーム>各課のご案内>上下水道部>工務課>指定給水装置工事事業者の手続き

※印の書類について、工務課に来ていただければ手渡しも致します。

3. 更新手数料 10,000円

申請時にはお支払いの必要はありません。新しい指定給水装置工事事業者証と引き換えにお支払いいただきます。

4. 申請方法 加東市上下水道部工務課まで上記必要書類を持参もしくは郵送して下さい。

更新の必要がない場合は、「指定給水装置工事事業者廃止届出書」の提出をお願いします。

5. 申請期間 令和4年7月1日（金）から7月29日（金）まで

※ 更新後の指定給水装置工事事業者証については、準備ができ次第連絡しますので、その際に、更新前の指定給水装置工事事業者証をお持ちください。

6. 問合せ先 〒673-1493 加東市社50（庁舎3階）

加東市役所 上下水道部工務課 担当 榎本綾乃

直通0795-43-0534